

滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会 議事概要

○ 開催日時

平成 28 年 3 月 29 日（火） 10:00～12:00

○ 開催場所

滋賀県庁北新館 3 階 中会議室

○ 出席委員

金谷委員、桑野委員、清水委員、関委員（代理）、曾根委員（代理）、鳥塚委員、中西委員、西田委員、秀田委員（代理）、藤井委員、村上委員（代理）、山田委員（代理）

（全 15 委員、出席 12 委員）

○ 議題

（1）平成28年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）

（2）トリクロロエチレンに係る排水基準のあり方について（審議）

（3）平成27年度地下水水質測定結果について（報告）

その他（情報提供）

・平成28年度琵琶湖における放射性物質モニタリングについて

・「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」について

○ 配布資料

資料 1 平成 28 年度公共用水域・地下水水質測定計画（案）

資料 2 トリクロロエチレンに係る排水基準のあり方について

資料 3 平成 27 年度地下水水質測定結果について

資料 4 平成 28 年度琵琶湖における放射性物質モニタリング計画について

資料 5 「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」の議論と今後の方針について

---

□平成 28 年度公共用水域水質測定計画について（審議）

資料 1（1 頁から 22 頁）の内容について事務局から説明後、質疑等はありませんでした。

□平成 27 年度地下水水質測定結果について（報告）

資料 3 の内容について事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

- 【部会長】** 概況調査結果について少し聞ければと思います。測定は、5 年を周期にやっていますので、単純に前年度と比較というのはできないというのは分かりますが、3 巡目に当たることから、その評価はいかがでしょうか。
- 【事務局】** 概ね横ばい、もしくは、減少傾向にあると思われます。
- 【部会長】** それを具体的に数値化したような解析、例えば、一巡した段階で前の一巡と比較したような結果を見た覚えがありませんが。
- 【事務局】** 一つ一つの地点につきまして、公表はしてはおりませんが、今後検討すべきだと思います。
- 【部会長】** 一巡した段階で前の一巡、その前の一巡と比較するというのを、毎年とは言いませんが、やってもらった方が良くように思います。調査を非常に細かくやっていますが、では本当にどうなのかというところが見えにくいので、今後の課題ということでよろしくをお願いします。
- 【事務局】** 分かりました。

□平成 28 年度地下水水質測定計画について（審議）

資料 1（23 頁～32 頁）の内容について事務局から説明後、質疑等はありませんでした。

□トリクロロエチレンに係る排水基準のあり方について（審議）

資料 2 の内容について事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

- 【委員】** 3 ページの表 3 の上のところの表現で、「国と同様の経過措置」とありますが、経過措置の説明がありませんでしたが。
- 【事務局】** 国の方は、今回、既に特定施設を設置している事業場につきましては 6 カ月、6 カ月以内での基準の適用が難しい一部の事業場につきましては 1 年の経過措置を設け、公布や施行をされております。これに合わせて、滋賀県でも同様の経過措置を設けたいと考えております。
- 【委員】** そうすると、経過措置の起算日ですが、国の方の起算日は昨年 10 月 21 日から 6 カ月、1 年ということでしょうか。
- 【事務局】** はい、そうです。
- 【委員】** そうすると、県の方については、法律は当然守らなくてはいけないので、経過措置の起算日は昨年 10 月 21 日から 6 カ月、1 年ということでしょうか。
- 【事務局】** 国の法律につきましては、もう既に改正されておりますので、その施行

日起算になります。県につきましては、今回ご承認いただきました後に、動きだすというかたちになりますので、その日を起算して6カ月ないし1年という計算になります。法律とは一部ずれが生じるものでございます。

【委員】 ちょっと分からないですね。

【部会長】 水濁法の対象事業場と県の条例の対象事業場が違うのですよね。

【事務局】 はい、そうです。

【部会長】 その説明がなく、逆にそこを明記しておかないと、これはいいのかなという気がしますが、この点について説明できないでしょうか。

【事務局】 申し訳ございません。国の定める特定施設を持つ事業場につきましては、先ほど申しあげました法律の施行日起算で行われます。

その後、県の条例のみを設置している事業場というのがございます。例えば、化学工業の用に供する関連施設であるとか、プラスチック製造業に供する施設とか、こういったものにつきましては、県の条例の公布に合わせまして起算をするということになります。

【委員】 併せて質問しますが、現状で0.1の排水基準を満たしていない県条例対象の施設というのはどのくらいあって、そこはその6カ月なり1年で対応が可能なのか、もう準備をされているのかどうか、そのあたりはどうか。

【事務局】 有害物質を使用している事業場につきましては、排水の検査を行っており、現段階で0.1を守れていない事業場はございません。

#### □その他

・平成28年度琵琶湖における放射性物質モニタリングについて

・「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」について

資料4および資料5の内容について事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【委員】 放射性物質のモニタリングについて、過去の測定結果の検出下限値の数値がいろいろ変わっていますが、これはどういうことでしょうか。

【事務局】 測定時間によってその検出下限値が変わってまいりますので、測定時間によるものと思われま。

【部会長】 早い話が、測定時間を増やすと、測定される可能性が出てくるということですね。

【事務局】 さようでございます。

【部会長】 機械はあると思うので、たぶんそんなに測定にお金は掛からないから放射性物質モニタリングはやっていいかと思いますが。

【事務局】 県の機関で実施をさせていただいております。